令和7年度 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく 三木市一般廃棄物処理施設 (焼却施設) 維持管理状況公表資料

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号 (に基づく資料

○処分した廃棄物の種類

施 設 名	処分した廃棄物の種類
三木市清掃センター	可燃性一般廃棄物(一部産業廃棄物を含む)

○処分した廃棄物の各月ごとの数量 (焼却量)

単位	令和7年度											合計	
十1年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	ПП
t	1789. 63	1930. 50	1857. 68	1938. 10	1841. 17	1970. 49							11327. 57

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号口に基づく資料
- 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度の測定

	令和7年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス温度	1 号炉	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	870	870	867	873	876	-						
	2 号炉	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	875	889	817	888	888	879						
(炉出口温度)	3 号炉	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	848	868	875	-	-	868						
集じん器に流入する	1 号炉	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	200	200	200	200	200	-						
燃焼ガス温度	2 号炉	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	200	200	200	200	200	200						
(集塵入口温度)	3 号炉	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	199	200	200	-	-	200						
排ガス中の一酸化炭素濃度	1 号炉	ррт	9	8	9	7	8	-						
が 八十の 酸	2 号炉	ррт	18	12	57	9	10	11						
	3 号炉	ррт	41	20	18	ı	ı	17						
備考	1. 数値は月平均値です。													
TIM 45	2. 各時間平均値や連続測定記録等についての公開を希望される方は、「清掃センター」で閲覧していただくこととしています。													

- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号へに基づく資料
- 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った時機

設 備 名	たい積したばいじんの除去を行った時機					
冷却設備	各炉水冷自然落下により、毎日除去					
排ガス処理設備	各炉ろ過式集じん器の差圧による自動払い落しを常時実施					

- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニに基づく資料
- 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度の測定に係る排ガスを採取した位置、年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果

排ガスを採取し	た位置		各炉煙突出口、排ガス採取口								
	単位	基準値	1 5		2 5		3 号炉				
	平位 基準値		1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目			
採取した日	_	_									
測定結果の得られた日	_										
ダイオキシン類	ng-TEQ/m³N	5									
採取した日	_	_	令和7年8月21日		令和7年8月21日		令和7年9月25日				
測定結果の得られた日	_	_	令和7年10月3日		令和7年10月3日		令和7年10月27日				
ばいじん濃度	g/m^3N	0. 15	0.003未満		0.003未満		0.003未満				
硫黄酸化物濃度	ррm	100	1未満		1未満		5				
窒素酸化物濃度	ррm	250	37		48		12				
塩化水素濃度	mg/m³N	700	2. 0		2. 1		3. 6				

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号**に基づく資料

該当なし